

大 個 審 第 2 号
(答 申 第 6 号)
平成9年4月23日

大阪府知事 殿

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成9年3月12日付け環境第510号で諮問のありました環境情報交流ルーム（仮称）に係る大阪府個人情報保護条例第8条第3項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

なお、事業の実施にあたっては、下記事項に留意して個人情報の保護安全対策に万全の措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 インターネットを通じて提供される個人情報について、会員及び閲覧者の所属するサークルでの利用など具体的な利用形態を想定している場合は、その目的や内容を明確にしておくとともに、情報提供者に対して、情報の利用の範囲を、あらかじめ示しておくこと。
- 2 諮問時における通信のトップメニューを変更する場合や当該システムを変更する場合は、改めて、本審議会に諮問すること。